

## 件 名

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

県立特別支援学校における養護教諭及び実習助手の適切な人事配置を行うため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。

## 概 要

### 1 現行規則の内容

県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの

### 2 改正の内容

#### (1) 職員及び定数に関する規定の整備

##### ア 養護教諭の配置に係る改正

県立特別支援学校に「養護をつかさどる主幹教諭（※）」を置くときは、「養護教諭」を置かないことができることとする。

※ 養護をつかさどる主幹教諭…校長及び教頭を助け、校務の一部を整理し

幼児児童生徒の養護をつかさどる職

イ 実習助手の配置に係る改正

高等部を置かない県立特別支援学校には、実習助手を置かないことができることとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

改 正 案	現 行
埼玉県立特別支援学校管理規則	埼玉県立特別支援学校管理規則
第一条～第七条 (略)	第一条～第七条 (略)
<u>第七条の二 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、実習助手 その他必要な職員を置く。ただし、高等部を置かない学校にあつては、 実習助手を置かないことができる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、 養護教諭を置かないことができる。</u>	
<u>3 第一項の職員の学校ごとの定数は、埼玉県学校職員定数条例(昭和三 十年埼玉県条例第二十一号)に基づき、教育委員会が定める。</u>	
<u>第七条の三 (略)</u>	<u>第七条の二 (略)</u>
第八条～第十一条 (略)	第八条～第十一条 (略)
第十二条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規 則第七号) 第二条から <u>第五条</u> まで、第七条の二から第八条まで、第九条 から第九条の四まで及び第十条から第二十九条までの規定は、学校に準 用する。	第十二条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規 則第七号) 第二条から <u>第六</u> 条まで、第七条の二から第八条まで、第九条 から第九条の四まで及び第十条から第二十九条までの規定は、学校に準 用する。
2・3 (略)	2・3 (略)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
別表 (略)	別表 (略)

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（職員及び定数）

第七条の二 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、実習助手その他必要な職員を置く。ただし、高等部を置かない学校にあつては、実習助手を置かないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。

3 第一項の職員の学校ごとの定数は、埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）に基づき、教育委員会が定める。  
第十二条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。